

令和4年第1回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第18号 別府市個人情報保護条例の一部改正について
- 議第19号 別府市国民保護協議会条例の一部改正について
- 議第20号 別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議第21号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第22号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 議第23号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議第24号 別府市学校給食運営委員会条例の制定について
- 議第25号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第26号 別府市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議第27号 別府市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議第28号 別府市野菜集出荷場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第29号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第30号 別府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議第31号 別府市消防団条例の一部改正について
- 議第32号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第33号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第34号 別府市営ウエイトリフティング場の長期かつ独占的な利用について
- 議第35号 市長専決処分について

議第 18号

別府市個人情報保護条例の一部改正について

1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止され、これらの法律に定められていた事項は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 引用する法律を廃止される法律から個人情報の保護に関する法律に改めます。（第2条関係）
- (2) 引用する条の移動に伴い、所要の改正をします。（第15条関係）

3 施行期日 令和4年4月1日

4 担当課 総務部総務課

議第 19号

別府市国民保護協議会条例の一部改正について

1 趣旨

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）の一部が改正され、題名等が改められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

引用する法律の改称及び号の移動に伴い、所要の改正をします。（第3条関係）

3 施行期日 公布の日

4 担当課 防災局防災危機管理課

議第 20号

別府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和すること等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 非常勤職員が育児休業又は部分休業を取得する場合の要件のうち、任命権

者を同じくする職等に引き続き在職した期間が1年以上であることを削ります。(第2条、第8条の2関係)

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めます。(第12条、第13条関係)

3 施行期日 令和4年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第21号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

乳幼児健診嘱託医の報酬の額を改定することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

乳幼児健診嘱託医の報酬を「3時間以内につき 22,000円」から「3時間以内につき 25,000円」に改めます。(別表関係)

3 施行期日 令和4年4月1日

4 担当課 いきいき健幸部健康推進課

議第22号

特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

特別職の常勤職員等に支給する期末手当の額を改定することに伴い、次に掲げる条例を改正します。

(1) 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例

(2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(3) 別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例

2 議案の内容

(1) 特別職の常勤職員等に支給する期末手当の支給率を100分の167.5から100分の162.5に改定します。

(2) 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とします。(附則第2項関係)

3 施行期日 令和4年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第 23 号

別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定等を踏まえ、一般職の職員に支給する期末手当の額を改定すること等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第 1 条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 期末手当の支給率を 127.5/100 から 120/100（再任用職員にあっては、72.5/100 から 67.5/100）に改定します。（第 16 条関係）

イ 55 歳を超える職員の昇給は、勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限ります。（第 5 条関係）

第 2 条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に係る期末手当の支給率を 167.5/100 から 162.5/100 に改定します。（第 8 条関係）

第 3 条 別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当の支給率の上限を 127.5/100 から 120/100 に改定します。（第 15 条、第 25 条関係）

附則第 3 項 令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置

会計年度任用職員を除き、令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算定される期末手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 15/127.5（再任用職員にあっては 10/72.5）を乗じて得た額を減じた額とします。

3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 24 号

別府市学校給食運営委員会条例の制定について

1 趣旨

学校給食の運営に関する重要な事項について調査及び審議をする別府市学校給食運営委員会を設置することに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

(1) 第 1 条に別府市学校給食運営委員会の設置を規定し、第 2 条以下に所掌事

務、組織、任期等、専門委員、部会等を規定します。

- (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年別府市条例第25号）の別表に別府市学校給食運営委員会の委員及び専門委員の報酬（日額 4,900円）及び費用弁償を定めます。（附則第2項関係）

3 施行期日 令和4年4月1日

4 担当課 教育部教育政策課

議第25号

別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府市市民会館の舞台器具、照明器具及び音響器具の使用料を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

フロントライト、LEDスポットライト等の使用料を定めます。（別表関係）

3 施行期日 令和4年4月1日

4 担当課 教育部社会教育課

議第26号

別府市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

1 趣旨

市町村民税の課税世帯に属する小中学生の通院に係る医療費の助成を行うことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 第2条第10号を次のように改めます。

(10) 助成対象保険給付 未就学児に係る入院及び通院並びに小中学生に係る入院（非課税世帯小中学生にあっては、入院及び通院）子どもに係る入院及び通院に対する保険給付をいう。

(2) 助成対象者は、助成対象保険給付（通院に対するものに限る。）を受けたときは、通院1回につき500円を一部自己負担金として支払います。ただし、次の場合は、支払を要しません。（第4条の2関係）

ア 未就学児が保険給付を受けるとき。

イ 市町村民税非課税世帯小中学生が保険給付を受けるとき。

ウ 市町村民税課税世帯小中学生が保険薬局から薬剤の支給を受けるとき。

エ 市町村民税課税世帯小中学生が一の月内に同一の保険医療機関等において受けた通院に対する保険給付が4回を超えるとき（当該回数を超える保険給付に係るものに限る。）。

- 3 施行期日 令和4年10月1日
- 4 担当課 市民福祉部子育て支援課

議第27号

別府市国民健康保険税条例の一部改正について

1 趣旨

国民健康保険税の基礎課税額の世帯別平等割額を改定すること及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、未就学児に係る被保険者均等割額の減額が定められたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額の世帯別平等割額を次のように改定します。
(第7条関係)

区分	現行	改正案
特定世帯等以外の世帯	23,000円	20,000円
特定世帯	11,500円	10,000円
特定継続世帯	17,250円	15,000円

- (2) 納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（未就学児につき算定した被保険者均等割額（総所得金額等に応じた減額規定の適用がある場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額することとします。（第25条第2項関係）

- 3 施行期日 令和4年4月1日
- 4 担当課 いきいき健幸部保険年金課

議第28号

別府市野菜集出荷場の設置及び管理に関する条例の廃止について

1 趣旨

別府市浜脇野菜集出荷場を廃止することに伴い、条例を廃止します。

- 2 施行期日 公布の日

- 3 担当課 観光・産業部農林水産課

議第 29 号

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
亀川地区市営住宅集約建替事業の実施により既存の市営住宅を廃止することに伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
(旧)市営亀川住宅 A の項から(旧)市営亀川住宅 E の項まで、市営内竈住宅の項及び市営浜田住宅の項を削ります。(別表関係)
- 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日
- 4 担当課 建設部施設整備課

議第 30 号

別府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 7 条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 8 条の 2 の規定により上下水道事業に管理者を置かないものとするに伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
 - (1) 上下水道事業に管理者を置かないものとします。(第 4 条第 1 項関係)
 - (2) 別府市上下水道企業管理者の給与及び旅費に関する条例を廃止します。(附則第 3 項関係)
 - (3) 別府市個人情報保護条例等について「市長」を「市長(上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」に改める等、所要の改正をします。(附則第 4 項から第 17 項まで関係)
- 3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日
- 4 担当課 上下水道局総務課

議第 31 号

別府市消防団条例の一部改正について

- 1 趣旨
消防団員の処遇の改善を図るため報酬額を見直すこと等に伴い、条例を改正

します。

2 議案の内容

(1) 消防団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とします。(第12条関係)

(2) 年額報酬の一部を次のように改定します。(別表関係)

職別	現行	改正案
班長	36,000円	37,000円
団員	34,000円	36,500円

(3) その他字句の整理をします。

3 施行期日 令和4年4月1日

4 担当課 消防本部庶務課

議第32号

別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 趣旨

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）により消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部が改正され、傷病補償年金等を受ける権利を担保に供することができる特例が廃止されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第3条第2項を次のように改めます。

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。~~ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。~~

3 施行期日 令和4年4月1日

4 担当課 消防本部庶務課

議第33号

市道路線の認定及び廃止について

1 趣旨

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止することについて、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

認定路線 朝見川南通 3 号線ほか 1 4 路線

廃止路線 宮園 3 号線ほか 6 路線

3 担当課 建設部都市整備課

議第 3 4 号

別府市営ウエイトリフティング場の長期かつ独占的な利用について

1 趣旨

長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成 2 年別府市条例第 1 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

別府市営ウエイトリフティング場を別府市ウエイトリフティング協会に令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで長期かつ独占的な利用をさせます。

3 担当課 いきいき健幸部スポーツ推進課

議第 3 5 号

市長専決処分について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民の暮らしを支える支援を行うとともに、感染拡大防止の徹底を図るため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和 3 年度別府市一般会計補正予算（第 1 2 号）

(2) 処分年月日 令和 4 年 2 月 1 8 日

3 担当課 観光・産業部産業政策課